

岐阜都市計画地区計画の変更（岐阜市決定）

都市計画太郎丸地区地区計画を次のように変更する。

	名称	太郎丸地区地区計画
	位置	太郎丸知之道、太郎丸北郷、太郎丸諏訪、太郎丸中島、山県岩明光、山県岩字明光、太郎丸字白山下・字諏訪前・字稲葉前の各一部
	面積	約51.1ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市の北部に位置し、私立岐阜女子大学の南側に近接する、主要地方道関本巢線の沿道に分布する集落の連たんする地区であり、今後さらに市街化の圧力が高まるものと予想される。</p> <p>このため、既存の宅地と調和のとれた住環境の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 良好な低層住宅地としての土地利用を図る。 2 主として住宅地としての土地利用を図る。 3 住環境を悪化させない小規模工場の立地を許容した土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	<p>既存の道路を拡幅する形の地区整備計画を策定し、主要な区画道路及び区画道路を適切な間隔で位置付けることにより、市街化の進捗度に合わせる形で計画的な道路の整備を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途制限を実施する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		名称	標準幅員	路線数	延長
			区画道路	W=8.0m	3本	L=約 760m
			区画道路	W=6.5m	9本	L=約2,530m
			区画道路	W=6.0m	21本	L=約4,560m
	配置は計画図表示のとおり					
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区			
		地区の面積	約7.8ha			
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。ただし、この地区計画の告示の日の前日に次の各号の一の用途に供されている建築物等を引き続き同一の用途に供する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の2に規定するものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（り）項第3号及び第4号に規定するもの、又は同項第3号（13）及び（13の2）の用途に供する工作物 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 			

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「建築基準法」の改正により、両法における風俗営業として取り扱われる建築物等の用途が変更されたため、本地区計画にて制限を行っている風俗営業の対象について変更するものである。

岐阜都市計画地区計画の変更（岐阜市決定）理由書

1 地区の状況

本地区は岐阜市の北東部に位置し、優良な農地が広がり集落が連担している地域である。岐阜市都市計画マスタープランでは良好な住環境の整備を目指すものとしており、平成6年の市街化区域への編入に併せ、住環境の保全を目的とした太郎丸地区地区計画（以下「本地区計画」という。）を定め、区画道路の整備や建築物等の用途の制限を行っている。

2 変更の必要性

平成28年6月、ダンスに対する国民の意識の変化等を踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた「客にダンスをさせる営業」（ナイトクラブの一部及びダンスホール）を風俗営業から除外する規制緩和が行われた。また、これに伴い「建築基準法」での建築制限についても同様の趣旨の改正が行われている。

本地区計画では、風俗営業を建築物等の用途の制限の対象の一部としており、両法の改正により風俗営業から除外となったナイトクラブの一部及びダンスホールについて、本地区計画においても風俗営業としての制限の対象から除外するため、変更を行うものである。